

平成29年横瀬町農業委員会第3回総会議事録

1. 開催日時 平成29年3月24日（金）午前10時から11時38分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員（12人）

会長	3番	富田祐次
会長職務代理者	9番	岸岡広雄
農業委員	1番	浅見孝子
	2番	小室寿徳
	5番	町田修一
	6番	今井健司
	7番	木崎泰明
	8番	加藤典男
	10番	冨田哲夫
農地利用最適化推進委員	第1	平沼敏明
	第2	小河俊夫
	第3	村越聡

4. 欠席委員（1人）

4番 町田恒夫

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第6号 農地法第5条による許可後の計画変更申請に関する件

第4 議案第7号 農地法第5条による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 町田文利

書記 町田勝一

7. 会議の概要

議 長 皆さん、こんにちは。本日、4番委員さんから欠席の通知がありました。ご報告申し上げます。本日の出席委員は9名でございます。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第3回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例により議長よりご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名を申し上げます。

8番、加藤典男委員、9番、岸岡広雄委員、ご兩名にお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第6号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に関する件、議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件です。議案を勘案いたしまして、会期は本日1日間をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第6号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に関する件を議題といたします。

議案第6号番号1、2については関連性がございますので、一括審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、一括上程して審議したいと思います。

なお、本件につきましては、会議規則第11条の規定により5番委員の退席を求めます。

〔5番町田修一委員退席〕

議 長 続きまして、事務局の説明を求めます。

事務局。

事 務 局 〔事務局朗読説明〕

- 議 長 事務局の説明を終了いたします。
ただいま事務局から申し上げましたとおり、議案第7号番号1、2の審議がありますので、質疑を省略し、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。上程中の議案第6号番号1、2につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
〔挙手全員〕
- 議 長 全員賛成です。
よって、議案第6号番号1、2、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。
議案第6号番号1、2の審議が終了しましたので、5番、町田委員の入場を求めます。
〔5番町田修一委員着席〕
- 議 長 5番、町田委員にご報告申し上げます。
ただいま審議をいたしましたところ、議案第6号番号1、2については、全員賛成により、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。
日程第4、議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。
議案第7号番号1、2については、関連性がございますので、一括上程して審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」〕
- 議 長 異議なしと認めます。
よって、一括上程して審議をいたしたいと思えます。
なお、本件については、会議規則第11条の規定により5番委員の退席を求めます。
〔5番町田修一委員退席〕
- 議 長 続きまして、事務局の説明を求めます。
事務局。
- 事 務 局 〔事務局朗読説明〕
- 議 長 続きまして、担当委員の説明に移ります。
担当委員の小河推進委員、お願いします。
小河委員。

小河推進委員 議案第7号番号1、2の一括で行います。農地利用最適化推進委員の小河です。上程されました議案第7号番号1、2について、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る20日、今井農業委員と同行し現地及び申請図書の確認をいたしました。申請地は、農産物直売所建設のため所有権移転等の申請が提出されたもので周辺農地は、影響は少なく考えられますので、審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。
補助委員の6番、今井委員、お願いします。
今井委員。

今井委員 6番、今井です。

この変更に関して、前回出されたときと建物の位置とか、変わっているのですが、今小河推進委員が申されたように、周りが道路に囲まれています。他の農地に影響はないと思われまますので、ご審議のほどをお願いいたします。

議長 以上で担当委員の所見を終了いたします。
続きまして、質疑に移ります。
9番。

岸岡委員 9番です。

排水の関係で今回変更の理由が出ておりますが、生活排水は、どのように流すようになっておるのか、具体的に聞きますと、下水道の配管ができていないようなお話も聞いていまして、〇〇〇に直接流すような形で捉えているのでしょうか、その辺を踏まえて、聞かせてください。

議長 事務局。

事務局 9番委員さんの質疑にお答えをさせていただきたいと思えます。

ただいま下水関係についてのご質問ですが、この区域については、下水道の区域から除外された区域でございます。しかしながら、この図面で見ただけで平面図の美容院がございまして、その北側に公共下水道のマンホールポンプ場がございまして、そのマンホールポンプにポンプアップをして接続するというので、〇〇〇とも協議がして、高さ的にも問題ないこととございますので、マンホールポンプに排水を放流するような形で、公共下水道を通して排水することになりますので、よろしくお願

したいと思います。

以上でございます。

議 長 9 番。

岸岡委員 ○○○には直接では排水としては流れないということで、なおかつ下におられる農地の皆さんに入り込む用水の水は、直結はしていないということで理解してよろしいのでしょうか。

議 長 事務局。

事務局 そのとおりでございます。

議 長 9 番。

岸岡委員 わかりました。ありがとうございました。

議 長 他にございませんか。

〔「なし」〕

議 長 以上で質疑を終結いたします。

お諮りします。上程中の議案第7号番号1、2につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議 長 全員賛成です。

よって、議案第7号番号1、2の農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

議案第7号番号1、2の審議が終了しましたので、5番、町田委員の入場を求めます。

〔5番町田修一委員着席〕

議 長 5番、町田委員に申し上げます。

ただいま審議をいたしましたところ、全員賛成により、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしましたことを申し上げます。

続きまして、議案第7号番号3、農地法第5条の規定により許可申請に関する件を議題といたします。

議案第7号番号3について事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 〔事務局朗読説明〕

議 長 事務局の説明を終了いたします。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の小河推進委員、お願いします。

小河さん。

小河推進委員 農地最適化推進委員の小河です。

上程されました議案第7号番号3について、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る20日、農業委員の小室委員と同行し現地及び申請図書の確認をいたしました。申請地〇〇〇〇の〇は、実家の土地に自己住宅を使用貸借権で建築したいとの許可申請です。道路に面しており、水路もあり、周辺農地には影響は少ないと考えられますので、委員の皆様ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の2番、小室委員、お願いします。

2番、小室委員。

小室委員 2番、小室です。

現地を確認しましたが、建物による農地の影響もございませんし、排水も合併浄化槽を利用して、近くにある側溝に流す計画してあります。その側溝も農業用水としては、利用していない場所ですので、小河推進委員の言うとおりで特に問題はないと思いますので、審議のほうよろしく申し上げます。

議長 以上で担当委員の所見を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。

7番。

木崎委員 確認でお願いします。

現在申請地の南側に私道というのが通っていますが、この私道の所有者は、どなたかわかりますか。

議長 事務局。

事務局 7番委員さんにお答えをさせていただきたいと思います。

私道の所有者につきましては、譲渡人であります〇〇〇〇氏の所有物でございます。

議長 7番。

木崎委員 ありがとうございます。そうしますと、親子関係ということなので、

排水関係のトラブルはないというような解釈でよろしいということですね。

議 長 事務局。

事 務 局 そのとおりでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 よろしいですか。

木 崎 委 員 ありがとうございます。

議 長 他にございませんか。

〔「なし」〕

議 長 ないようでございますので、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。上程中の議案第7号番号3につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議 長 全員賛成です。

よって、議案第7号番号3、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第7号番号4、農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 〔事務局朗読説明〕

議 長 事務局の説明を終了いたします。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の小河推進委員、お願いします。

小河委員。

小河推進委員 農地利用最適化推進委員の小河です。上程されました議案第7号番号4について、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る20日、富田農業委員と同行し現地及び申請図書の確認をいたしました。申請地〇〇〇〇の〇に専用住宅を建築する使用貸借権の設定申請です。建築に当たって雨水、雑排水は集中ますにより処理、農地には雨水が流れないよう対処する。

周辺農地に対する日照、風、通風等の影響を最小限にできるよう対処する。隣接する土地の地権者の事業説明等をするという明記がありますので、周辺農地の影響は少ないと考えられますので、委員の皆様のご審議よろし

くお願い申し上げます。

以上です。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。
補助委員の10番、富田委員、お願いします。
富田委員。

富田委員 10番、富田です。
現地を確認してまいりました。〇〇〇〇氏の自宅裏に隣接する土地でありまして、周りの農地に対して影響は少ないと思われまます。排水も影響は少ないと思われまますので、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

議長 以上で担当委員の所見を終了いたします。
続きまして、質疑に移ります。
9番。

岸岡委員 9番、岸岡です。
書類上で確認したいのですが、譲渡人と譲受人が同じ〇〇〇〇様になっておりますが、この書類上では、売り手買い手が同じ書類ができるというのは、理解しにくいのですが、その辺について教えていただけますか。

議長 事務局。
事務局 9番委員さんにお答えをさせていただきたいと思ひます。
今回3人で家を建てるということで、このようになるわけですが、私も5年間お世話になりまして、このようなケースが初めてござひます。この建物について、3人の共有で2世帯住宅を建てるということでござひます。私も初めてのケースなものですから、県の農林振興センターの農地担当の方にお聞きをしたところ、譲渡人は所有者で、事業計画者が譲受人になることでござひますので、今回は3人の共有財産の建物を建てるということで、所有者が譲受人と記載になっておりますが、ご理解をいただきたいと思ひます。

議長 9番。
岸岡委員 ありがとうございます。要するに、書類上はおかしくはないかと。県からも指示を聞いていただいたそうで、安心しました。

議長 他にござひませんか。
〔「なし」〕

議長 ないようでござひますので、以上で質疑を終結いたします。
お諮りいたします。上程中の議案第7号番号4につきましては、許可相

当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議 長 全員賛成です。

よって、議案第7号番号4、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第7号番号5、農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 〔事務局朗読説明〕

議 長 以上で事務局の説明を終了いたします。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の小河推進委員、お願いします。

小河委員。

小河推進委員 農地利用最適化推進委員の小河です。上程されました議案第7号番号5について、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る20日、今井農業委員と同行し現地及び申請図書の確認をいたしました。申請地〇〇〇〇番〇に自己用の住宅を建築したいとの使用貸借権の設定許可申請です。やはり私も現地を確認したところ、埋め土を始めたところで申請人が気づき、作業を停止させたと聞いております。業者と連絡協議不足で事前着手してしまったとの始末書が提出されております。業者の事業計画確認不足によることと思われまので、本事業が計画どおり進められるよう寛大なるご処分をよろしくお願いいたします。

なお、町道、住宅に囲まれ排水溝、水路等あるので、周辺農地には影響が少ないと考えられますので、委員の皆様のご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議 長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の6番、今井委員、お願いします。

今井委員。

今 井 委 員 6番、今井です。

この申請されている〇〇〇〇の〇の隣の〇〇〇〇の〇、こちらから土が入っているわけなのですけれども、これは、トラックの入れる都合でこち

らから入れたということで、終了後には原状復旧するということですので、よろしく願いいたします。

議長 以上で担当委員の所見を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。

7番。

木崎委員 申請されましたこの土地につきましては、先ほど説明があったとおり現状は大きな面積になっておりますけれども、2筆に分かれているということで、今回の申請があったのが〇〇〇〇の〇、そして隣が〇〇〇〇の〇ということで、2筆に分かれていることで理解をして、これから質問をさせていただきますが、ここの姿地区というのは、大きな分類で考えますとその地区に入っておりますけれども、農振農用地の指定、そういったものは、この土地についてはございませんか。その辺まず1点、確認をさせていただきます。

議長 事務局。

事務局 7番委員さんにお答えをさせていただきたいと思います。

本申請地におきましては、圃場整備の区域外になっておりまして、公図で見ていただくとわかると思うのですが、その筆については、農振農用地から除外されておる白地の農地でございます。

以上でございます。

議長 7番。

木崎委員 ありがとうございます。

それから、もう一点なのですけれども、その隣接する〇〇〇〇番〇の所有者というのは、どなたかわかりますか、教えてください。

議長 事務局。

事務局 再度の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

〇〇〇〇番〇の筆についても譲渡人であります〇〇〇〇さんの所有する土地でございます。

以上でございます。

議長 7番。

木崎委員 私も現状、現地は確認をいたしました。本当に説明があったとおり、この2筆にわたって土砂等が搬入され、ある程度整地されていることでございます。今回申請がありました〇〇〇〇-〇の土地についての申請でございますけれども、隣接するこの〇〇〇〇-〇に土砂も入っておりますので、

説明の中では工期が終わったならば片づけることを言われたということですが、説明がありましたけれども、大分この隣接する土地の中にも土砂が入っているのです。本来だったら鉄板だとかそういうものを、同一人の所有者であるということかもしれませんけれども、もし所有者が違えばそこに鉄板を敷いたりして重機が入るような形で踏み固めるようなことはしない。そういった方法がとられるかと思えますけれども、これは同一人の所有者ということなので、ここから入っていいよと便宜を図ったのだらうと思えますが、この後、これからどんどん重機等も入って造成等が図られると思えます。その辺で、農業委員として農地を守る、そういった観点から考えますと、ある程度原状に戻す、復旧させる、必要ではないのかなと思えます。同一人であれば、これはまた後々宅地にするような計画があるから甘い考えにもなってしまうと思うのです。だから、その辺をある程度意思決定をさせるためにも確約書など、隣の申請された土地の工事が終わったら、入ってくる搬入路とされた土地を利用したものについての形状については、もとに完全に戻す確約書を入れさせたほうが、より農地を守る意味合いからしても、非常に妥当ではないかと私は考えますけれども、その辺はいかがでしょうか。

議 長 事務局。

事 務 局 再度の質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

今回始末書が出ているということで、事務局としましては、始末書にその文面をつけかえるか、新たに確約書を提出していただくか、2つの方法がございますが、その辺は委員会の皆さんで協議をして、どちらかの方法で決定していただければと思っております。

以上でございます。

議 長 7番。

木 崎 委 員 ありがとうございます。これは、許可前の着工ということで行われているわけです。本当に始末書等もついているところから、勘弁してくれただと思えますけれども、やり方については、悪質ではないと思えます。

それから、この始末書について訂正がありますが、字が1つ多いようですので、「誓約」の次にまた「約」とあるから、これは県知事に出す書類でございますので、この辺は差しかえをしたほうがよいと思えます。

また、先ほど申しあげました確約書というものも別にまた差し込むか、またこの始末書の中でうたわせるか、その辺を考えて、ある程度この申請に

については、書類不備で保留というような形にするほうが私はよろしいと思いますけれども、その辺は他の委員さんの意見もありますが、よろしくご審議をお願いしたいと思いますが。

議 長 他にございませんか。
事務局。

事 務 局 7番委員さんの関連でございますけれども、ただいま保留というようなお話がございました。保留にするには保留にするなりの理由をこの委員会で、どのような理由で1カ月保留にするか、行政手続法と標準処理期間の関係もございまして、その辺もあわせて検討をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議 長 暫時休憩いたします。
休 憩 午前10時43分
再 開 午前11時36分

議 長 再開いたします。
9番。

岸 岡 委 員 9番です。

本件の議案に対しては、始末書の内容等に不十分の内容がありますので、次回再度審議をすることを提案したいと思います。理由は、砂利搬入の行為が地主の了解を得ずに業者が一方的に入れたということがありますので、事実関係の確認をして、その結果を見て保留、始末書に反映させて次回審議することを提案したいと思います。

議 長 他にございませんか。
〔「なし」〕

議 長 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。上程中の議案第7号番号5につきましては、9番委員発言のとおり保留することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議 長 全員賛成です。

よって、議案第7号番号5、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、保留して来月に審議することに決定しました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。会議中の発言に際しまして不適當あるいは不備な点がございましたらば、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議

長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。

(午前11時38分)